

令和6年第3回臨時会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 5 月 1 3 日 (月曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 行政報告

第 4 議案第 1 号～議案第 5 号

提案～採決

○出席議員（9名）

1 番 西 森 一 博
 2 番 都 志 今朝一
 4 番 三 澤 澄 子
 5 番 加 藤 泰 久
 6 番 山 崎 文 直

7 番 百 瀬 輝 和
 8 番 太 田 篤 己
 9 番 唐 澤 由 江
 10 番 原 源 次

○欠席議員（1名）

3 番 笹 沼 美 保

○説明のため出席した者

村 長 藤 城 栄 文
 副 村 長 田 中 俊 彦
 教 育 長 清 水 閣 成
 総 務 課 長 清 水 勝 宏
 危機管理課長 宮 下 裕 司
 地域づくり推進課長 高 橋 里 江
 会 計 管 理 者 城 取 晴 美
 財 務 課 長 市 川 美 保
 住民環境課長 松 澤 さゆり

健康医療課長 武 島 亮 子
 福 祉 課 長 山 崎 一
 こ ども 課 長 武 井 香 織
 産 業 課 長 有 賀 正 浩
 観光森林課長 有 賀 仁 志
 建設水道課長 武 井 厚
 教 育 次 長 藤 澤 勇
 代表監査委員 加 藤 篤

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 高 木 謙 治
 議 会 事 務 局 次 長 宮 澤 文 敏

会議のてんまつ

令和6年5月13日

午前10時00分 開会

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） 御苦労さまです。

ただいまから、令和6年第3回南箕輪村議会臨時会を開会します。

会議に入る前に御報告します。3番、笹沼美保議員から欠席する旨の連絡がありました。

ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番、都志今朝一議員、4番、三澤澄子議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

先ほど議会運営委員会が開催されていますので、議会運営副委員長の報告を求めます。

太田議会運営副委員長。

議会運営副委員長（太田 篤己） 議会運営副委員長の報告をします。

本日招集されました令和6年第3回南箕輪村議会臨時会の会期日程等について、先ほど議会運営委員会を開催し次のように決定しましたので、報告します。

本臨時会に付議された事件は、議案5件、報告2件です。会期は本日5月13日限りとします。

以上で、議会運営副委員長の報告を終わります。

議長（原 源次） ただいまの議会運営副委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日5月13日限りに決定しました。

なお、本臨時会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） おはようございます。令和6年第3回議会臨時会を招集申し上げましたところ、多くの議員の皆様にご出席をいただき、開催できますことに御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会では、南箕輪村南箕輪小学校照明設備のLED化工事、この工事請負契約の締結について等の御審議をお願いいたします。

全議案、原案どおりお認めいただくことをお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（原 源次） 日程第3、行政報告を行います。

これを許可します。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 行政報告を申し上げます。

報告第1号は、令和5年度南箕輪村水道事業会計予算の繰越計算書でございます。神子柴地区の水道管布設替え工事及び大泉地区の配水管布設替え工事について、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越いたしましたので、同条第3項の規定により報告をいたします。

報告第2号は、令和5年度南箕輪村下水道事業会計予算の繰越計算書であります。年度末の住宅建築に伴う公共ます設置工事、及び国の補正により前倒しで実施することといたしました令和5年度実施のマンホール継手耐震設計及び耐震改修工事について、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越いたしましたので、同条第3項の規定により報告をいたします。

細部につきましては、それぞれの報告書を御覧ください。

以上、行政報告とさせていただきます。

議 長（原 源次） これで行政報告を終わります。

日程第4、議案の上程を行います。

議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議 長（原 源次） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」、提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、その一部が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、南箕輪村税条例の一部を改正する条例を令和6年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（原 源次） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） それでは、議案第1号の細部説明を申し上げます。

今回の改正は、村民税と固定資産税の改正です。

村民税は定額減税として、令和6年度分の個人村民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養親族1名につき1万円の減税を実施します。また、子育て世帯等に対する住宅ローン控除を借入限度額に一定の上乗せ措置を講じ、拡充します。

もう一点、令和6年能登半島地震に係る雑損控除の特例措置を設けるものです。固定資産税は、土地に係る固定資産税の負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置等を3年延長することと、不動産取得税の特例税率を3年間延長するものです。また、個人村民税、固定資産税等の減免について、職権による減免を可能とする規定の追加などです。

それでは、新旧対照表により説明いたしますので、議案書11ページを御覧ください。

アンダーラインの部分が改正箇所となります。左側の改正後の条項に沿って説明をさせていただきます。

初めに、51条の村民税の減免の第2項と第71条の固定資産税の減免、第139条の3特別土地保有税の減免につきましては、減免事由に該当することが明らかであり、かつ減免する必要があると村長が認める場合は、職権による減免を可能とする規定を追加しました。そのほかは、字句の改正でございます。

おめくりいただき、12ページの附則の第5条の2、令和6年能登半島地震に係る雑損控除額等の特例は、能登半島地震の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和5年中に生じたものとして、令和6年度分の個人村民税において、その損失金額を雑損控除の適用対象とすることができることを規定するものです。

13ページの第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例は、地方税法の改正による条ずれを改正するものです。

第7条の5、令和6年度分の個人の村民税の特別税額控除、おめくりいただき第7条の6、令和6年度分の個人の村民税の納税通知書に関する特例、おめくりいただき16ページの第7条の7、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の村民税に関する特例、さらにおめくりいただき、20ページの第7条の8、令和7年度分の個人の村民税の特別税額控除、これにつきましては法規定の新設に伴うもので、個人村民税のいわゆる定額減税の実施によるもので、令和6年度分の個人村民税所得割から納税者及び配偶者を含めた被扶養家族一人につき1万円の減税を実施するもので、各徴収方法に応じて実施する内容を規定しております。

第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例は、条例の条ずれと法律改正に合わせて改正するものです。第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の第8号は、わがまち特例に再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を定める規定等を新設するものです。また、合わせて、号ずれによる改正をするものです。

22ページをお願いします。

第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告は、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を法律改正に合わせて新設し、項ずれによる改正をするものです。

おめくりいただき、24ページをお願いします。

第11条で土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義で、附則の内容に変更はございませんが、法律改正に合わせて、令和3年度から令和5年度までの3年間を令和6年度から令和8年度までの3年間に更新するものです。

次の第11条の2、令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例は、法律改正に合わせて年度更新をするものです。附則の内容に変更はございません。

25ページをお願いします。

第12条、宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例と、おめくりいただき27ページの第13条、農地に対して課する令和6年度から令和8年

度までの各年度分の固定資産税の特例、第15条、特別土地保有税の課税の特例は、先ほどと同様に法律改正に合わせ、3年間の年度更新をするものです。

28ページをお願いします。

16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の課税の特例、第3項は特別税額控除の対象となる所得割の額について、上場株式等の配当所得の分離課税分の個人村民税の所得割の額を含め、読替規定を追加するものです。

第16条の4第3項は、特別税額控除の対象となる所得割の額について、土地等の譲渡等に係る事業所得等、29ページの第17条は、同様に長期譲渡所得について、第18条は同様に短期譲渡所得について、第19条第2項は一般株式等に係る譲渡所得等が、30ページの第19条の7第2項は先物取引に係る雑所得が、第19条の9第2項及び第5項は特例適用利子等及び特例適用配当等が、31ページの第19条の10第2項及び第5項は、条約適用利子等及び配当等に係る個人村民税の所得割の額を含める読替規定の追加となります。

10ページにお戻りいただきまして、附則第1条、施行期日をお願いします。

この条例は、令和6年4月1日から施行します。第2条で経過措置を定めております。

以上で、議案第1号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） これから、議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 4番、三澤です。

令和6年度に限ってなのかどうかあれですけれども、この改正に伴う税収減がどのくらい試算されているかをお聞きします。

議長（原 源次） 市川財務課長。

財務課長（市川 美保） 三澤議員の御質問にお答えいたします。

まだ令和6年度の課税処理の真ただ中でして、決定しておりませんが、国のほうで試算したところによりますと、7,600万円の特例交付金の配分が決まっております。おおむねそれぐらいを見込んでおるところでございます。

以上です。

議長（原 源次） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑を終わります。

議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」、提案理由を申し上げます。

本案は、健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和6年1月17日に公布、また、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施

行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和6年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） それでは、議案第2号の細部説明を申し上げます。

今回の改正は、後期高齢者支援金分の課税限度額を2万円引上げ24万円とし、全体の課税限度額は104万円から106万円となりました。高所得層の負担を上げることによって、中間所得層の負担軽減を図ります。また、低所得世帯に対する軽減判定所得の見直しで、5割軽減は被保険者一人5,000円、2割軽減は1万円引上げ、対象世帯を拡大します。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので、議案書2ページを御覧ください。

アンダーラインの部分が改正箇所となります。左側の改正後の条項に沿って説明をさせていただきます。

初めに、第2条課税額の第3項及び第21条国民健康保険税の減額で、後期高齢者支援金等課税限度額を22万円から24万円に改めます。第21条第1項第2号、おめくりいただき、3ページの29万円から29万5,000円に、第3号53万5,000円から54万5,000円に改めます。

1ページにお戻りいただきまして、附則1で、この条例の施行期日を令和6年4月1日とし、2は適用区分として、令和5年度分までの国民健康保険税については従前の例によることを定めるものです。

以上で、議案第2号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） これから、議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 先ほどと同じような質問ですけれども、これによる影響がどの程度出ていくのかというところをお聞きします。

議長（原 源次） 市川財務課長。

財務課長（市川 美保） 三澤議員の質問にお答えいたします。

課税限度額の引上げですけれども、おおむね10世帯ほどで、それによる増収が20万円ほどと見込んでおります。また、低所得の軽減でございますけれども、まだ試算の段階ですが、5世帯程度ではないかと。影響額が15万円ほどを見込んでおります。

以上でございます。

議長（原 源次） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑を終わります。

議案第3号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第3号「専決処分事項の承認を求めることについて」、提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算であります。令和4年度の保険給付費等交付金について、精算により返還金が生じましたが、返還期限が迫っていたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、承認をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

武島健康医療課長。

健康医療課長（武島 亮子） 議案第3号について、細部説明を申し上げます。

予算書4ページ、歳出を御覧ください。

9款諸支出金、1564保険給付費等交付金償還事務でございますが、令和4年度分療養給付費等交付金のうち、普通交付金について、確定により過大交付分を県へ返還するものでございます。

おめくりいただき、5ページの10款予備費で歳入歳出調整をしまして、同額を減額するものでございます。

以上で細部説明といたします。

議長（原 源次） これから、議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第4号「令和6年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第4号「令和6年度南箕輪村水道事業会計補正予算」について、提案理由を申し上げます。

本案は、資本金収入及び支出の予定額につきまして、支出の資本金支出を740万円増額して、支出総額を6,580万2,000円とするものです。これに伴いまして、資本金収入額が資本金支出額に対して不足する額を5,604万2,000円、及び過年度損益勘定留保資金で補填する額を4,128万5,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第4号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書4ページを御覧ください。

資本的支出を説明いたします。

1款1項2目配水施設改良費の27節工事請負費、村道3072号線配水管布設替工事は繰越事業として実施しております令和5年度大泉地区配水管布設替工事を施工していたところ、新たに石綿管が発見されましたので、その箇所につきまして、ポリエチレン管へ布設替えする工事費として740万円を増額補正するものでございます。

以上、議案第4号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） これから、議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第5号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第5号「工事請負契約の締結について」、提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年度繰越 南箕輪小学校照明LED化工事の入札を去る4月16日に実施したところ、契約予定価格が南箕輪村村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に定める額に該当いたしますので、地方自治法及び条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 勇） それでは、議案第5号「令和5年度繰越 南箕輪小学校照明LED化工事」の細部説明を申し上げます。

議案書の2ページ、説明資料により説明させていただきますので、御覧ください。

令和5年度繰越 南箕輪小学校照明LED化工事の入札結果についてでございます。

1の入札会の時期につきましては、令和6年4月16日、午後1時半からでございます。

2の工事の内容でございますが、南箕輪小学校全施設内の既存照明器具撤去、LED照明器具（954基）の設置及びそれに伴う付帯工事一式です。

3の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札。

4の入札の結果でございますが、応札者数3者、落札金額は6,292万円、落札業者は上伊那郡南箕輪村2364番地、株式会社エイ・エム・シイ、代表取締役、吉田将和でございます。

5の工期につきましては、議会議決の日から令和6年12月20日まででございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） これから、議案第 5 号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 三澤です。

応札者数が 3 者ということで、残りの 2 者について教えていただきたいということと、今後の小中学校全部の LED の計画、どのようになっているかをお願いします。

議長（原 源次） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 勇） まず最初に、応札者でございますけれども、1 者が有限会社唐木電設、それからもう 1 者が有限会社唐沢電気でございます。

もう一つでございます。

今後の LED 化工事の計画ですけれども、南箕輪中学校の LED 化工事、今年度中に工事を予定しております。それから、南部小学校につきましては、来年度計画しておるところでございます。

以上です。

議長（原 源次） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑を終わります。

議案に対する討論、採決を行います。

議案第 1 号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第 1 号を採決します。

議案第 1 号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第 1 号は原案のとおり承認されました。

議案第 2 号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第 2 号を採決します。

議案第 2 号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立全員です。

したがって、議案第 2 号は原案のとおり承認されました。

議案第 3 号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

議案第3号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

議案第4号「令和6年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「工事請負契約の締結について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 全議案、原案のとおりお認めをいただきましてありがとうございます。

慎重に御審議をいただきましたことに御礼を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

議長（原 源次） これをもちまして、令和6年第3回南箕輪村議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

閉会 午前10時35分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員